

「学校における安全点検要領」の周知等について

文部科学省では、学校及び学校の設置者等の理解及び活用促進を図るため、学校安全に関する各種会議の他、以下の取組等により周知を図っていく予定である。

1 「学校の設置者」及び「学校」向け研修会

- ・フィールドワーク等による実施を検討
- ・参集又はオンライン等で実施
- ・期日未定

2 周知用資料等の作成

- ・リーフレットの作成
- ・学校安全ポータルサイトにおいて、安全点検要領を開設するため、更新都度、学校等への広報

3 その他

- ・各教育委員会等が主催する研修機会での理解及び活用促進に係る周知
(管理職や安全担当向け研修にも、理解及び活用促進を図るための内容を組み入れてもらうことを文部科学省から周知)